

諮問番号：諮問第 205 号

答申番号：答申第 205 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

宗像市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の転居先住所（以下「転居先」という。）の敷金 60,400 円の支給を求める申請（以下「本件申請」）に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消し及び本件申請の認容を求めるというもので、その理由は次のとおりである。

##### (1) 生活保護の申請、受給開始

審査請求人は、令和元年 5 月 30 日、生活保護の申請をして、同年 6 月ごろ、受給開始となった。なお、老齢年金を受給しており、その受給額を差し引いて保護費が支給されるようになった。

当時、審査請求人は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）から賃借している住居（以下「前住居」という。）に住んでいたが、前住居の賃料等は 48,100 円（賃料 44,400 円及び共益費 3,700 円）であって、宗像市の生活保護の賃料の上限である 32,000 円を超過していたため、処分庁より、口頭にて受給開始後の転居の指示があった。

そして、審査請求人は、生活保護の受給開始後、審査請求人の住居扶助は、上限の 32,000 円しか支給されなかったため、毎月 25 日の賃料の支払においては、差額約 12,400 円が毎月不足する状態だった（同年 6 月から同年 8 月までの合計は 37,200 円）。

なお、審査請求人は、統合失調症との診断を受けており、その治療等のために、自動車の保有を認められていた。もっとも、審査請求人は、自動車の任意保険の解

約が遅れ、毎月 9,420 円の保険料の負担が 2 か月程度続いていた。

(2) 転居先への転居、転居先の敷金の不支給、敷金滞納

審査請求人は、前述のとおり、転居指導があっていたこと、また、審査請求人は化学物質過敏症で、前住居の近隣でビルの解体・新築工事が始まり症状が出てきたことから、処分庁に対し、転居の相談を行った。

その際、審査請求人は、処分庁の前任のケースワーカーからは、「古賀市に転居して下さい。転居先の敷金や引越費用は、生活保護から支給します」という旨の説明を受けたため、これに対し、審査請求人が「古賀市のどこで、どのアパートがいいか、まで保護課の方で選定できますか」と尋ねたところ、前任ケースワーカーは「そこまでは出来ません」と返答した。

そこで、審査請求人は、自分で、古賀市内で転居先を探したものの、周辺を含め、UR の住宅がなかったため、宗像市内の UR の転居先を見つけるに至った。なお、審査請求人は、民間のアパートでは、化学物質過敏症の症状が出てしまう一方で、UR のアパートは化学物質過敏症の症状が出ないため、UR の物件を選ぶ必要があった。

また、審査請求人は、前任ケースワーカーから、同年 7 月 22 日には、敷金等の宗像市限度額が 123,300 円であることを記載された文書を受領しており、荷物運送費（移送費）について引越業者 3 社から取るようにとの指示を受けていた。

そして、審査請求人は、同年 8 月 16 日ころ、UR に対し、前住居の賃貸契約を解除し、賃料等 32,200 円（賃料 30,200 円及び共益費 2,000 円）の転居先の賃貸借契約を申し込んだ。

そして、同月 26 日ころ、UR との間で、転居先の賃貸借契約を締結し、同月 31 日ころ、転居先に転居した。

なお、審査請求人は、同年 9 月 3 日ころ、UR との間で、転居先での自動車の有料駐車場の利用契約も締結した。

しかし、実際には、荷物運送費（移送費）として、引越費用、エアコンの取外・取付費用、家電製品の取外・取付費用などの合計約 73,000 円しか支給されず（いずれも業者への直接払い）、転居先である転居先の敷金 60,400 円は、前住居の敷金 88,800 円が返還されるとの理由で、全く支給されていない。

なお、この敷金の不支給について、審査請求人は処分庁から文書ではもちろん、口頭でも明確な不支給の決定を受けていない。他方、賃貸人たる UR は、同年 9 月 3 日ころ、前住居の敷金 88,800 円を、①前住居の同年 8 月分の賃料等 48,100 円、②修理負担額（原状回復費）17,041 円、③転居先の敷金の一部 23,659 円に充当し、残りの転居先の敷金 36,741 円が未払のままとなってしまった。

(3) 前住居の敷金の収入認定

その後、同年9月ころから、処分庁の担当ケースワーカーの変更があった。そして、処分庁は、前住居の敷金 88,800 円について、①前住居の同年8月分の賃料等 48,100 円は既に同月1日支給の保護費に含まれているとの理由で控除せず、②修理費負担額（原状回復費）17,041 円、③転居先の敷金の全額 60,400 円及び④8,000 円を控除した結果、3,359 円を収入認定し、同年10月分の生活保護費を減額した。

もっとも、その後、審査請求人が処分庁に対し上記収入認定による生活保護費の減額に苦情を申し述べたことから、同月15日、処分庁は、上記3,359 円を一旦審査請求人に返還した。

(4) 敷金の不支給が違法であること

ア 前任の担当者から敷金が支給されるとの説明があっていたこと

前述のとおり、審査請求人は、前任の担当者から、敷金が生活保護から支給される旨の説明を受けており、誤った説明に基づく不利益を審査請求人が甘受しなければならない理由はない。

イ UR による実際の敷金充当とは異なる前住居の敷金の取り扱いが相当ではないこと

一般的に、生活保護審査請求人が賃料滞納を理由に賃貸借契約を解除され、物件の明け渡しを求められている場合、その滞納賃料相当額が既に従前の生活保護の住居扶助から支給されているときであっても、滞納賃料に充当処理された敷金の分、転居先の敷金を減額したり、支給しなかったりするようなことは行われていないはずである。

そして、本件においても、UR が充当処理した前住居の同年8月の賃料等の支払について、審査請求人は、(i) 審査請求人が実際に転居するまでの約3か月にわたり、実際の賃料と生活保護から支給される住居扶助との差額 12,400 円×3か月=37,200 円の負担があったこと、(ii) 自動車の任意保険の解約が遅れ 18,840 円の余分な負担があったこと、(iii) 生活保護受給開始後に病院の受診等でのガソリン代の負担があり、その分が生活保護から支給されていないことなどから、年金や同年8月1日に支給された生活保護費からの負担が困難な状況だった。

したがって、UR による実際の充当処理とは異なり、前住居の同年8月分の賃料等 48,100 円は既に同月1日支給の保護費に含まれているとの理由で、敷金を支給しないことは、違法であるといえる。

ウ 敷金が支給されなかった結果審査請求人が大きな不利益を受けている

さらに、被保護者は、敷金が支給されなかった結果、通常的生活保護費からの

補填を余儀なくされ、普段の生活にも支障を被るなど大きな不利益を受けている。  
エ 本件処分の却下理由について

他方、本件処分は、却下の理由において、「昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知に基づき、申請者の転居に要した敷金については、『転居等により、保護継続中の者に対し敷金が返還される場合、当該実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住居扶助を行う必要がないものである。』とされているため。」と述べている。

しかし、上記通知は、実際の返還がなされた場合を想定したものであって、本件においては、UR による充当処理の結果、全く審査請求人には返還されていない。

また、仮に、転居先である転居先の敷金の一部 23,659 円に充当された部分については返還されたとみる余地があったとしても、少なくとも、未払いとなってしまった残りの転居先の敷金 36,741 円については返還されていないものといえる。

すなわち、上記課長通知は、実際に返還された場合の敷金の取扱いについて定めたものであると解すべきであって、そうでなければ、前記イで述べた賃料滞納で物件の明け渡しを求められている場合との整合性がないし、転居指示により生活保護受給開始後の一定期間後に生活保護の基準内の賃料の物件に転居する際において滞納賃料が生じていた場合には、敷金が支給されないということとなってしまう、転居自体に支障が生じかねない。

したがって、本件処分の却下の理由は誤っている。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものであるが、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえないものであり、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものとされている。

処分庁は審査請求人に電話し、高額家賃からの転居指導により、転居先への転居を認める旨を伝えている。

また、審査請求人はURとの間に、前住居の賃貸契約（以下「従前契約」という。）の解除に伴い、審査請求人が支払った敷金のうち審査請求人の債務弁済に当てた残額について、本契約の敷金の一部又は全部に充当することにより、従前契約に規定する敷金の返還に代えるものとするという覚書を交わしている。

審査請求人の前住居の敷金 88,800 円から家賃 44,400 円、共益費 3,700 円、修理費等負担額 17,041 円を差し引くと 23,659 円となり、令和元年 9 月 3 日付け「敷金引継ぎ 4」には、返還敷金のうち 23,659 円を転居先の初回敷金へ繰り入れさせる旨の記載がある。

このことから、処分庁が、審査請求人が処分庁の指導により転居し、前住居の敷金の返還分を転居先の敷金に充当したものであると判断したことが不合理であるとは言えない。

なお、審査請求人は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱について」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 7 の問 31 について、実際の返還がなされた場合を想定したものであって、本件においては、UR による充当処理の結果、全く審査請求人には返還されておらず、仮に転居先の敷金の一部 23,659 円に充当された部分については返還されたとみる余地があったとしても、少なくとも未払いとなってしまう残りの転居先の敷金 36,741 円については返還されていないものといえると主張している。

しかしながら、課長通知第 7 の問 31 は現実に保護者に対し敷金が返還されることが要件であるとは明記しておらず、本件のように、現実に敷金が審査請求人に返還されず転居先の敷金に直接充当される場合にも同規定を適用する余地があるといえる。

また、審査請求人の前住居の敷金 88,800 円から修理費等負担額 17,041 円を差し引くと 71,759 円であり、仮に家賃及び共益費の不足分がなかった場合、前住居の敷金により転居先の敷金の全額が充当されたことが認められる。

前住居の家賃及び共益費については、審査請求人が月々の保護費から支払うべきものであるといえるので、審査請求人の債務弁済のために不足分となった転居先の敷金 36,741 円を処分庁が支給しないことが不合理であるとは言えない。

以上のことから、処分庁は本件における敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものであると言える。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない、

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 4 月 19 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 7 月 13 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、前住居の敷金 88,800 円から修理等負担額 17,041 円及び滞納していた前住居の 8 月分賃料等 48,100 円が差し引かれたことにより、その差額である 23,659 円が転居先住居の敷金として充当されたに過ぎず、36,741 円（転居先住居の敷金 60,400 円から充当された 23,659 円を差し引いた残額）は返還されていないものといえと主張している。また、8 月分の賃料等を滞納した理由として、前住居の賃料と住宅扶助額との差額分の負担や所有する自動車の任意保険料の支払い等があったためと主張している。

課長通知第 7 の問 31 では、保護継続中の者に対し敷金が返還される場合、当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものであるが、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえないものであり、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものとされている。

本件についてこれをみると、処分庁は、前住居の家賃が宗像市の住宅扶助限度額を超える高額家賃であったことから、審査請求人に対し転居するよう指導していたこと及び前住居の敷金 88,800 円から修理等負担額 17,041 円を差し引いた額は 71,759 円であり、転居先の敷金 60,400 円への充当が可能であったことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人に対し前住居に係る 8 月分の住宅扶助費を支給していることが認められる。

よって、審査請求人の債務弁済のために不足することとなった転居先敷金 36,741 円

について、住宅扶助を行わないとした処分庁の判断に不合理な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也